

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

特 別
二一
2442
8

成形圖說 農事部 八



2442
8

小野間
兵藏書

成形圖說卷之八



目錄

保社
苑囿
附生土
塑
附種樹

成形圖說卷之八

昭和十八年
一月二十七日
木

成形圖說卷之八

農事部類

墾

田

紀書

新治上同

新墾

萬紫集子荒木小田

ノリ今地の

田開

新田

今那村の名より之武藏風土記多磨郡爾布

田

と或ひ新田より後入田

書るハ澤ある

新開承久記新開と

開發

墾闢前漢書○韻會墾力治也

一曰開田用力反土也

墾田

唐史張儉徙代州

力耕

新田毛詩全書

開墾

農政

開荒

羣芳譜草縱橫復耕

先種野

芝麻一年使草根敗爛後

無草荒之害

種五穀則

有沙塞也

蕃名アーネボウウイングハンデニウウ卫ランデレイ

二

古者開散の地と云理し曠落の野と新相て墾闢官種す
中と國史比と従事の室に水澗沃野腴墳膏壤平底處
田疇トテナリムハなしと本田寺名田あどニ室ム泉源
の便りて灌漑の備ニ宣セキ又高仰御邊ノ地とて
ト開き溝て稻田トシヤス育ヒト新治新田トナリ今失耕
方あくまで北野田區の畝段ト量モヤヒト事ナク四至六
平原あらがひ候地也て工人巧ミ称テ新井とぞひわざ
セキアリト稻田ハ水利ナリれば溝アリシモさるがゆ
カリヒテ池澤ヒ鑿開カリヒテ第一トセキを畿内志引古事記曰高

津池廣五百三十餘畝珍努池廣三百三畝
布池君池廣五
百畝並印色入考命所鑿也是皆田地の用水利より
大和和泉河内の國くみは山中み池と稱く天水と獨逸
是と田地より引て用ありともるゆゑ俗よ獨逸獨逸と謂
つゝも便りに池ハ中古楠中時今按よ印色入
ヤ行して之と極きはやどくいはく今按よ印色入
彦書紀作五十瓊敷命垂仁の皇長子みて三代實錄作
伊余色本藩鹿島郡伊敷村伊余色神社あり貞觀三年三
月升日薩摩國正六位上伊余色神授從五位下
のよて今年之宮と称せりた右皆水田多一蓋古者伊余
色命天下よ周遊して池塘ヒ鑿て水ヒ導す已就田ヒ筑
大ニ民ニ功有りあよ祀ヒ奉して之と邑名よ其色也

成形圖說卷之八



天下の名田地ハ皆古實肯人致智力行の勤として多く
の賜なり今數千百歳の後ヨ其田地ヒ受取て多く粒食
ヒ得シムあるをくもざあ一端あり國史 仁明天皇勅
五畿内七道諸國勅旨并親王以下寺家所占墾田地とい
ふぐわき上縣官ドリトハ寺觀よもよて墾開の田ドリ
蓋其勅旨田ハ新聞の公田スルヤ三才圖會引或紀
推古天皇十五年皇太子命田村王發荒田二万開新田六
十万大仁鳥臣往東國田箕野至科野治水内海越及道奧
通東奥路後常陸轉至胸刺尾張總所得田二百一万處大
連秦河勝往西筑石渡諸島地開田九十万處按詩詁云

一歲為苗始反草也二歲為畜漸和柔也三歲為新田謂已
成田而尚新也四歲則曰田若二歲曰新田三歲則為田矣
何名為畜正字通云三歲為畜之說皆不足信凡國始て開
荒するには荒開墾亦荒田シソ即蓄ナリ童蒙頌韻よ
金とよみう姓氏錄荒田別命男田道公とくにり是開
荒と掌るより其名とせり今荒田とくに地名多一本朝
世紀天慶八年八月童謡曰月笠著留八幡種蒔久伊佐我
は荒田開元志多良打天神は宣未不按子阜氏藻林云荒
ふ合へ里文献通考云ハ荒廢の田トモリ其二年同と新田トモリ上野新田
薩摩新田あどくは是ナリ文献通考云新田のあく成生
田といア並熟田と對する

其三年目ヒ熟田齊明紀又熟田ノム和柔せ原田也
シホトウリ方言ニ物ト操和ぐふと之あひて新
田成潤リ知名鈔和泉國大鳥郡和田ハ尔木多ミ又ス
う蓋既ニ水田トナリシム耕種を負タセニ義訓ノ次
是モ統ニハ新墾ト称モ顯宗紀新墾之十握稻穗トウリ
今俗泛く新田トムル所也リ令曰凡公私田荒廢謂位田
口分田等類是為私田自餘皆為公三年以上有能借佃者
田也今古田ハ古の公田ナリ甲郡人欲佃上郡田限
經官司判借之雖隔越亦聽謂假令甲郡人欲佃上郡田限
滿之日所借人口分未足者公田即聽充口分謂不待班私
田不合其官人於所部界内有空閑地願佃者住聽營種替
解之日還ス公今公私的新田より某の年限の制ナリテ

租賦ありモ年ヒ入ミ區城量てモ租子ト定じ是ヒ見掛
地成ありシ自持田の法あり明會典云開墾荒田開荒
之人承種各照畝納糧十年已上方行均分是八十年ト
て後宣代乃地成ト定シテの法あり按ニ續紀天平二年
太宰府言大隅薩摩
兩國建國以来未曾班田其所所有田悉是墾田相承為佃隨
舊各令自佃焉トナリ是中古田少口分田トキテ百
姓少きゆゑ上トナリ僻田のすりては百姓裝かぬと百
姓少きゆゑ上トナリ僻田のすりては百姓裝かぬと百
あくハ當時の新田ハ私田モテナリナリ又泥松地
よりそ公田凡大開荒ト經營するハモ一編中の動機
及ぶあくも地方のきてはまき車をもと民税バヒセ民

齊民要術

忙とそんはち處金りまよもあどひのすちう
使へ人、人只修理工料の糧錢の給さゆと若くも
忘其勞。只修理工料の糧錢の給さゆと若くも
あく次女童までされしがまきよこててひどくも
絶。何方石の新田と耕まきとれ之よ耕作車通里う
御次みは主功を敏ちくび難費けうづきにあらちと
而里用くじつより新田開の場所と相ふハ先風も旱
男の策、筑湖洋山川のま邊と耕へ次ふ馬牛放網耕刈れ
稻伐木塘池用みのあ障なきや否やと見らし篤切向背
の方位土宣上下の差あまで沙汰ひとし開荒人行は
幾事ハ無納幾事ハ何様の施成するかと自後の始

あまで熟みてそよと發る如基址と經始て法令城
河傍と延々と水の便と附じて 神功皇后定神田
嚴制めよとハ神功靈震と感もとの功と就し 仁德
河傍と延々と水の便と附じて 神功皇后定神田
神田掘溝及于述也 仁德乃事ハ本紀より
通溝則當時雷電霹靂蹴裂其船故時人號其溝曰
也大船塞之不得穿溝令禱神祇而求潤佃
勢江延曆中通三國川名曰中津川今二重堤即此後浚名柄川
勢于三國川名曰中津川今二重堤即此後浚名柄川
水路凡浪華の地ハ神武帝經營一派ひ一
坂の地面定ましよし今も見て代の地圖并は浪速
上古園既すよゑえどり土地と平治もとあとかくのち
とく那モ延喜式曰京中閑地者不論貧富量力播種時營
作年口勸課令盡地利トヨリ京中と高より東鑑曰

賴朝卿印東國分地頭等可新開水便荒野之旨凡稱荒不作於乃貢減少之地者向後不可許領掌云々あう教ニ新田ヒ壘ヒラキぬまハ百姓多めりよぢりとて使ひゆゑ反くちのを荒るゝぢりとて没河りありれども田地ハ代休めておひど土耕を経ざるゝあれバ新田ヒマセモどりく一百姓ヒ移し或ハ破敗ヒ割無て一耕みと米穀の外まぬまバモハきてモ 日國の度々はかくす年莫ハ百姓の免ヒのみより壘闢ヒシテモやに中納ヒタケリ續紀養老六年太政官奏曰委所司差發人夫開壘膏腴之地良田一百萬町其限役十日便

給糧食所須調度官物借之秋收而後即令造備若有國郡司訴逗留不敢開壘並即解却雖經恩赦不在免限如部內百姓荒野閑地能加功力收穫雜穀三十石已上賜勲六等一千石以上終身勿事見帶八位已上加勲一轉即酬賞之後稽遲不營追奪位記各還本色曲禮云地廣大荒而不治此亦士之辱也吳志よ鍾離牧字子升會稽山陰人少居永興自壘田種稻二十餘畝臨熟而縣民認之牧曰本自田荒故壘之耳遂以稻與縣民續貫行曰新田場ハ始の見轄ト達ひ取無て凡モバ國堤修筑み葉てハ増水ヨガリ被累ハ名のまわしを又ハ傍村のまわり出来て先ハ浅就か

一 うきよ や 店村 まで かくめごと 次や他所
のす、文子傳承 うづきよと、又えもひやの右
田と大切みし地に此の芝背子上、おどりあい五歩三歩
うちと切、井をな田の傾計とぞよし所要みて耕田よ
里とお田の廣所と修まと大切をり廢除地と起ハ家
事あれハ土祖神の助立てておの地より復る福とほのこな
らば相面時の廢除と、波よりむばぢう耕田ハ浮氣
と懇心といたゆきとて室より多く田の支食田と元ざ
れ、人を亦とひきもとひきより、人をと付すお耕てそ
との事とすとゆく、もはまく或田より田畠よりゆく

里なりと新田畠アラメダより多産地而ばけのふありと
ひ地既シテ告て開発を起しより續紀の令のアマハシとを
きあとすり疊場地カバハシにはば百姓を悉とめやふなし百姓
と南地ミナミを移し新田アラメダをさかまくあすあととあるにあらびし
其所アリより多く新屋舎カニヒとト築ては作場遠アリて不自由な
るよしとくとくあとおなづつ是を理アリされどと馬まよ場
さくちりくあれバ民のよきうみはならざばすき○村
高見タカミとくのとくあきハ新田アラメダから、
さくひき村ハ以畠アラメダ多くあ本領アリめり○新田ハ水
のうけわし自由なるや否アリとアリとを所アリて

キヒモー某アリとわてと様アラメダもびこぶ研アラメダみのみの家と
治てまする様アラメダある又旱氣アリケとうしてまするより然ハ田アラメダ
して疊地カバハシと行アリきよすきとて疊カバハシとまくハ之
一年と畠アラメダみて佑アリめばまよみの根絕アリてよし
ま後アリ田アラメダは作立アリすけり畠アラメダは蒙アリ林アリのときとふせ
名申アリくと満アリふに行アリおちるとくとくしる姓アリの多アリる
とくとくハ次第アリみ生アリるとあられバ民と嘗アリも固く數アリ
さうえ實アリあやうと疊カバハシと根岸アリと次アリ○村裏アリのちう
さうあまきうと疊カバハシとがアリと村のある姓アリ門アリをのぞ
と無アリ軍人馬の増減アリととぞとぞし次第アリふえくわあはさ

うやうやしくあるハ寒氣より○谷と細ヌレバ
圓ぬせよ地は神とおむす但水押の角いひくし山間
ハ常よの水をくましと、へども大筋の水は水押をタヌ
のや奥よの水をくまし○沼と田よりあこゝハ河り難
きよちるを水冷よ候く候と寒き水は勢とるをくまで
川めと田一やうかすりて寒きもの福と前てすり大筋
ハ高ぬみ一そきとそまく前けるたとわし肥と沼山と
いもさり熱して寒風とくふくまよ川底を沼を山の
皆底を沼田よりはり候が生かへよし○沼と田より化立
はゆる地性宣一活き沼あるばゆくうり御くるお次第

一中よハ革と義地と云ふとあ次第み理やうに京もと
西一百里の地と一步うち始ふすそれば連と云ふく成
れと乃どごし急速すと廣とせばあとねむし土地方角
を事よ達とすとつゞれば地と軍と急と放とくと
亦うこし○舊川と曰ふとくすと水押と湯水の流とあ
ひ跡すれバ圓みすと起さう水押ふあらぬやうに
とくしお原行ば川と是名一ゆく○川と田と修立
て益よろしく初の冬は水冷よきうち水の勢とあら
げ角しも御ハ堪えずう又ハつきへゆくと勢とあ
爲まうり水深の方便望ばとの無れ所あくまくと

るうち千畝百十七坪あり四十人組八百十坪と志
めより塗地一様のま固太り木の山十八石用ひて
三斗同持の積量一坪ニ百石あり五十組坪敷千十二
坪半石ありサ万二千五百石有あり一千人組坪敷千二
万石有あり四千人組十六万二千石有あり一千人組
○宝地と曰島よ似立る事因云々也

別業 ナリトヨ 書紀 ○ 落窪物語より
另業 アリタス 生産の農業の事より
莊園 アリヤン 平家物語 ○ 東鑑文治元年十一月一日安國衙莊園被補守護地頭者強不可有所歸中也より田宅あり
園圃 アリヤン 園被補守護地頭者強不可有所歸中也より田宅あり
田屋鋪野 アリヤン 田屋鋪野
居捕 アリハツ とつと是也 ○ 院の字音瓊今書院と常ふハ
園 アリ と同義也西人カナ の小説より百姓宅と莊院と書マ今接新
田官藏古文史諸郡捨田使引出物次第よ大郡五十足中郡五十五足中郡
別 アリ ザルと考れハ當時院のみ者即園の事より其大郡中郡院綿と分
苑圃 アリヤン 史記 ○ 周禮注古漢曰苑
園圃子孟
莊宅 莊田 通鑑以上と
莊田 以通鑑上と

番名トインホイス

山海の便宜と云ふハ貨殖の第一あれば神代より大山
祇と名づて天孫より山幸の御事ありと云ふ古
事記應神卷五年定海部山守部又四十年大山守命
とて爲山海之政書紀よ令掌山川林野と云々仁德紀
部所顯宗紀播磨國司小楯以有大勲唯所願是聽と勅し
多

玉印タケシマ時小楯謝タケシマ曰山官是宿顧タケシマふとあわすよば
乃拜タケシマ山官改賜姓タケシマ山部連氏タケシマ以山守部為民褒善頭功寵愛
殊絕富莫能壽タケシマとくべつあり竹樹炭薪タケシマの類皆山林の也
所まで利を得タケシマきの里タケシマよ出タケシマるはなへりてと
山方の官ヒ溫穢タケシマとくろハこののがちう因後タケシマおひの封山禁
ムの制タケシマありて百姓タケシマよもうまで經タケシマふ伐採タケシマあとあ
山守威タケシマハすこつ當タケシマあどさうり万葉タケシマよき山守の有タケシマ
寺タケシマゆ國タケシマ山官標榜タケシマ立タケシマゆいし辱タケシマ山宇治橋遠タケシマよ懸夫
の山タケシマよ小斧タケシマととれて日タケシマびりんとおひのひては
らねうちつきてぬあらとタケシマやまんてまろ筆タケシマまとも



せれり。ひじりとあれバ本うのよめう。奇圖上山
ちよまとやくわせてありぐふも山林より一ぐく
きの。斧櫻取らぐゆくべきはあくや又催馬禦。即
と封て本とくやしてからとくもやしとく。つ志
うはよ山野開地ハ多く大家巨室或ハ淳屬の凌厲徒の
士類之ヤれよ清い官より賜いて己の別業莊園とす
て難免芻蕘の者とくを境内より入る。かくされ
ど之と犯せば公禁と祀ととのと遷とくに於是百姓
八寸の餘地と失ひ僅乎門山村山とくと有う害地済
く迫り多田疇を没して屋浦と古モテ右より攀河

ヨリモや孝德紀曰割國縣山海林野池田以為己財或兼
并數萬頃田或無容立鍼地とも又後紀延暦中勅曰山敷
之利公私須共禁天下百姓將田宅園地賣買與寺又王臣
豪民廣占山林不許民採と云孟子云堯舜既沒聖人之
道喪暴君代作棄田以爲園囿使民不得衣食宋書云山湖
之禁雖有旧科入俗相因習而不奉煥山封水保爲家利自
頃以來頗弛日甚富強者兼領而占貧弱者薪蘇無託至漁
採之地亦又如茲實害利深弊是の弊害亦始り。今令
し今ハ山莊海莊賜莊あくても數きあくもぐく
其元ハ莊園とくよりのを治の別墅別館の數とく見え

し按子源平盛衰記曰平相國清盛が一門の聖高大日本
六十六ヶ国より平家の勢力三十條國よりびも上莊園五
百余所田園ハその數とまじび堂上堂下の草花のどく
く縁羅充満して軒騎門前より市をもむとあり莊園乃
數十あまりしほ時こそ殊より同ぎぬまくすむつ其當
鷦^{シラサギ}とくづのくハ 烏^{スズメ}法皇城 神祖の皇道と奉し
むちく佛^{スミ}涅槃^{ヌリハ}し褐^{タマリ}うど出來るん始清盛が父備
後^{アフタ}平忠盛モ少く國の要領^{アリ}財法皇の命にて
徳長寺院の三十三間堂を造立^{アリ}や^{アリ}行限^{アリ}
敵^{アシ}感^{カク}西^{アシ}か苦^{アシ}あうまし^{アシ}く^{アシ}耽^{アシ}う朕^{アシ}と^{アシ}佛^{アシ}ハ虔

次^{アシ}びきとて俄^{アシ}ニ忠盛^{アシ}と刑部卿^{アシ}よも^{アシ}昇殿まで許され
ある時ハ御釣御衣或^{アシ}時ハ沙金錦帛^{アシ}と速^{アシ}也^{アシ}一圓向
一^{アシ}まく^{アシ}あん^{アシ}ト^{アシ}一^{アシ}洋^{アシ}を^{アシ}上^{アシ}い^{アシ}ま^{アシ}う闇^{アシ}ふ^{アシ}と^{アシ}ひめ^{アシ}ま^{アシ}い^{アシ}り^{アシ}う^{アシ}わ^{アシ}に^{アシ}傳^{アシ}美^{アシ}人^{アシ}
の脚^{アシ}あれ^{アシ}バ朝廷^{アシ}の人^{アシ}ニ忠盛^{アシ}と^{アシ}音討^{アシ}ふ^{アシ}先^{アシ}もんと相謀^{アシ}
うれ^{アシ}三^{アシ}う^{アシ}も忠盛^{アシ}か^{アシ}お^{アシ}持^{アシ}て^{アシ}主^{アシ}と^{アシ}も^{アシ}あ^{アシ}れて^{アシ}
即^{アシ}て^{アシ}敵^{アシ}有^{アシ}よ^{アシ}叶^{アシ}か^{アシ}う^{アシ}へ^{アシ}う^{アシ}も^{アシ}の清盛^{アシ}
平治元年信賴^{アシ}が臺^{アシ}を^{アシ}すゞ^{アシ}し^{アシ}功^{アシ}を^{アシ}立^{アシ}て^{アシ}官^{アシ}秩^{アシ}寵^{アシ}祿^{アシ}お^{アシ}
ゲ^{アシ}一^{アシ}門^{アシ}み^{アシ}薈^{アシ}里^{アシ}を^{アシ}少^{アシ}ハ太政大臣^{アシ}よ^{アシ}拔擢^{アシ}て^{アシ}萬機^{アシ}の政^{アシ}掌^{アシ}
握^{アシ}よ^{アシ}事^{アシ}ば外戚^{アシ}の權^{アシ}と^{アシ}一^{アシ}時^{アシ}よ^{アシ}据^{アシ}けの是^{アシ}人臣^{アシ}の跋扈^{アシ}驕恣^{アシ}

と逞ふ一王室と刺繫一大臣と侵辱もろの始より博遠
ニハ日本國中のおとこすは六十條物の通進福使よ
里賀りしとくわざれとくわ福源ハカ盛カミがせセ驥ケニ
清盛クニナリが時トモよそを成アリきうくる太平記タヒツジよ大信宮吉野十津
河カワへもすびておはやくまき北条キタノドウがト知シテて通路トロの
辻ハナシよそれと事ことて立タチく大塔オオタカと討タマフく人ヒト者モノハ源藏
凡下ハラシタともちが伊勢車イセカ間カミ莊カミと西源院ニシガタノイニ本ホン恩賞ウンショウよ先ハシメり
一月上三日イチガツノシマニの申シムよく方カタと尊スルべしと云ヒム候ハシメ、清威
の八莊ハカミとどもせれとんてあれバハとあり北条氏キタノドウシは世エラ
及シテれよ莊カミ友ヨシ別ハサウエてよづくは役ハシメくと云ヒムて

おのがいまくに行ひより神皇正統記カミコウセイドウジよ申シムたよあままで
莊園カミ多く立タチれ不輸ハシメの處カタと一ヒコり乱國ソウクとふあから
退私錄タクシラクよハ陽成帝ヨウジンテイとちよむし國カミ可ハシメ入スの所カタと
よい和訓カタハシ葉ハシメよハシメ地カタと財カタや貢カタ田カタと賸カタよ施カタへやハシメ給カタ頌カタ
田カタ外カタ家カタよ築カタり功カタ田カタ子カタ孫カタよあら寺カタよ施カタへやハシメ給カタ頌カタ
名カタづけ官カタより給カタよ行カタざらカタと莊カミとすりやカタと
主カタ是カタハ後カタよ謂カタる拘カタ地カタ拘カタ主カタの地上カタへ入ス賦カタあまカタ公カタ稅
寛德年カントクニ中カタ莊園カミ停廢カタの宣カタ下カタ有スり、後カタ三條帝サンジテイ延久エンクの初政
よ記カタ錄ラク所カタと立タチれカタと此カタ停廢カタのカタ第一カタから後カタハ院

の御領のあよ莊園あり男女の親王又御寵愛の女房或
ハ奸臣あるよ分ち不さまきうふど庄園ハ公の掌事
トあり諭諭お及一とくええ久の次お定めの所領
江州吉富莊と三位局^{カヌメ}お掠られ度^{カスメ}お詫び院の御
お書と鴻^{カスメ}と御の記^{カスメ}あり今抄み承享十一年の條
國牧莊山坪相論湯起諸文言事河り湯起請の故寔此時
までハモリ也又田園訴訟の狀ハ親元日記より要くく
えく莊園ハお領みて那^{カスメ}と河^{カスメ}と御^{カスメ}と河^{カスメ}お賣
里^{カスメ}莊園ハお領みて那^{カスメ}と河^{カスメ}と御^{カスメ}と河^{カスメ}お賣
買もくとのをとばせ主^{カスメ}のままでおされば拂^{カスメ}お次
第^{カスメ}他人へ賣渡^{カスメ}を莊の領内^{カスメ}は云法^{カスメ}とから^{カスメ}ば
船^{カスメ}莊内^{カスメ}土產諸物^{カスメ}を主^{カスメ}一と鴻^{カスメ}せをて清^{カスメ}まに何の莊

さよお前^{カスメ}の名代ゆり^{カスメ}あらも或^{カスメ}謂^{カスメ}南國^{カスメ}より^{カスメ}二十
那^{カスメ}とバ二十九人の大莊屋^{カスメ}りりく那^{カスメ}領のやうよ^{カスメ}の一
駆^{カスメ}の百姓^{カスメ}と精^{カスメ}使^{カスメ}い役^{カスメ}公^{カスメ}まで^{カスメ}推^{カスメ}問^{カスメ}ひくも^{カスメ}あま百
姓始^{カスメ}るよしやうなま^{カスメ}と^{カスメ}莊頭^{カスメ}と^{カスメ}代^{カスメ}監^{カスメ}直^{カスメ}のく
のうなまゆる權勢^{カスメ}の^{カスメ}と^{カスメ}莊頭^{カスメ}は移^{カスメ}す而^{カスメ}姓^{カスメ}改^{カスメ}む
るやう^{カスメ}下^{カスメ}寃^{カスメ}風^{カスメ}と被^{カスメ}くと上^{カスメ}つけ^{カスメ}事^{カスメ}清^{カスメ}西^{カスメ}づく^{カスメ}多
くの後^{カスメ}のひ^{カスメ}一^{カスメ}道^{カスメ}と^{カスメ}地^{カスメ}政^{カスメ}と^{カスメ}居^{カスメ}れ^{カスメ}ハ之^{カスメ}と制
あうとお^{カスメ}と總追浦使^{カスメ}と仕^{カスメ}過^{カスメ}せられ^{カスメ}あり
神代紀^{カスメ}よ素^{カスメ}或^{カスメ}鳴^{カスメ}尊^{カスメ}始^{カスメ}天上^{カスメ}よ在^{カスメ}てち^{カスメ}や^{カスメ}す^{カスメ}神^{カスメ}
て^{カスメ}山^{カスメ}ども^{カスメ}木^{カスメ}や^{カスメ}よ^{カスメ}變^{カスメ}しが最後^{カスメ}ハ根^{カスメ}國^{カスメ}の本^{カスメ}性^{カスメ}立^{カスメ}反^{カスメ}

まゝて外れもと抜て松樟柏夷木の山とば散植し蒼
生比吸づき八十果樹まで集じ播生らるる子息立
十猛神社多ハ十木種と果樹と栽培て韓地より流來
まで分布て大ハ湖の中國よ繁殖させ後は本國よ移ま
てモ成績と曠代よ流モひ一もと滅よ種樹家の開祖あ
るべく貨殖傳ふ君之一歳種之以數十歲種之以木とあ
里釋氏要覽の一葉樹梨告橘柿の二華樹梅櫻桃山茶の
三葉樹松杉榧榔の○樹竹ハ電地の廣狹よ逆山西北ハ
固く東南とくぐり日落と暉がる處よハ花實の樹
と種雜名所と移ゆ金し茅館とは由才又渠地と様一渠

塹と通し常春の良き樹竹と環一植て火災風防
敵の虐とす歎べし市場の頽比屋何十町をあ連々
人ふハ被災のすとくも有り火除の空地と立て枝
葉の立さうゆづき竹木ヒ仕立て水氣と引づし樹木鬱
茂ゆれば自結と深根とまして大災ノ少くざるハ田畠
の事めしよりもさうづきやば人情富庶て化喪血體の
穢ヒ忌ぞ行瀆とすじよ松の地ハ火災起ふと故くあ
リ火ハ天の神物也ばかりうつて樹藝の道ハ今日
一州一木セ地ようもん大ふしてハ材とより小か
てハ薪とより又花さキ實ありて皆天地產育の造功と

贊ひあくすり只利澤とおりの食うて次按ニ元正紀曰筑後守正五位下道君首名少治律令曉習吏職和銅末出為筑後守兼治肥後國勸人生業為制修教耕營頃畝樹菓菜下及雞肫皆有章程曲盡事宜既而時案行如有不遵教者隨加勘當始者老少竊怨罵之及收其實莫不悅服一兩年間國中化之又興築陂池以廣溉灌肥後味生池及築後往々陂池皆是也由是人蒙其利于今溫給皆首名之力焉故言吏事者咸以為稱首及卒百姓祠之肥後國むろより耕作の精きと海内の首稱とせり首名の遺愛ありとみゆきノ次抑亦鄭子產の流歟凡樹竹よかき

らび多きの名種草木ハ其地の福氣ハモ土宜ニ
應するハ勿了トシテビテ此の福ハ即 皇國の寶あるもて此と並ぶ繁殖るやうに心よりおし敵うて藥の種ハ大切に植立べしモ土宜の正氣を立メ自然の功能り他の地ニシテム來ゆリ理あり式ニ國産の品種も大さハタゞくレドモクシヨウベ視トバトウ
一のやうあれバ異國の種類も移入植立キシモ凡草木
栽植はよめ地より宣トシテラギホトモ難かシ良材
との殖リ散木は深もとでんハ深きり便ハ人と住
使小大臣ハ大樹のまゝ小率は細木のまゝも常

す直の木能とよみのまほよきのまきをせんじて
ハ山ハ種みあつて生ましに木材とれて或ハ棟も
木ハ楠ももつともしもくと甚多くあつて
と、主事し續貫行曰新林と仕立ふハ松杉みどり、
あしニ木の枝とおうとれ松ハ幹がくよりあらし松ハ
一寸ぢりぬして伐残る一寸ヒ幹除ゆく皮ヒ剥む
ハ節入ヌあらざる又澤菴う泉南寓居記木乃
ねヒ伐ざれば根入消し諸本せよ大木とよす者
ハ下枝とおろして根と深くわきし木とよくあ
さきむるはの上より堅筋ヒ三さくゆそー付量ハ

肥く枝葉扶疏とよ○櫻梅桑茶櫻櫛栗笄橘樹類ハ主
あまきの平山み宣一櫻ハ枝木ヒ擇より苗の時小兒
わくべし油走る櫻樹ヒ種る爲し主蠶ヒ飼ひ利
あり桺檜ハ薪蒸ヒ最よし因島み植るヒ枝葉滋茂ヒ
いつと萬ヒ物主落さぬとヒス松枝もとの大
木因地小落さ次時山は穀疏ノ妨ともうぬ久本松ヒ拂
ひ日氣ヒ微光もとあり鹽鏡論云茂木之下無美苗凡耕
地小樹木ヒ植ざれど、本雨水也く里不足あく涸渇す
るどひてや土地平ひて曠き因島みよ徳守因神あ
その茂る杜林うこくわくがくすハ炎天の頃ハ地

燥水涸て上土と吹揚作も痛殺て取収爲きとのあく大
み若きじかとありあくの仕事くまゝかゝる鑿とあ
里あるあくして古人ハ田のせりへ棗漆茶楮此の木と
仕立て地の潤と求め往々安の助とせり又井の上りみ
ハ枸杞梧桐とくわしくとふ凡ハ山と伐あくとまきハも
氣と清々く水涌凌巒と川と済くし田地と潤ひ和つくる
の精氣と水と昇せ雨を降し田地と潤ひ和つくる
まれば山の山の樹竹と植えしとハ指候すの清
きり水患とあり止水患とまくと哉大よ
火災と薄すあり管子云先王禁山澤之作者博民於生穀

也○竹林と蕃殖さむじと歎すゝものは多中敷のうちよ
馬通塵埃の數と持いりて茎と土柔とすりて竹太く成
りう又幹竹ハよく風ぐさきそのゆゑ筆と抜ざるや
ふすべし破竹ハいうるども蕃茂て墳地より宣一きと
のあひ凡竹敷と為立よハ竹と中程より止て植えバ地
よりて枯れ不枯らち莖かし又竹と況み就竹と伐毛
くく竹林ハ竹の所もはあり

由

比万葉集○凡契約の事とゆひとソム心と因し力と
納とくい物の紐と結とい
かくある合縛の意あり

伊比蓋五家結の畧あり又延比とも云
組合組中同組
（四）郷保東鑑○按よ當時の郷ハ村里互保て五人組
保社隣為保郭下則置坊正村社則隨戶衆寡為郷置里正
以按比戸催督賦役勸課農桑又云至元廿八年詔毎村以五十家立一社擇高年曉農事者為長增至百家別設長一
入不及五十家者與別社合社地考通
保甲齊家審要上司設
五保同保文獻以上
五保保甲只為地方

蕃名で一トスカツブ

孝德紀曰白雉三年造戸籍凡五十戸為里每里長一人凡
戸主皆以家長為之凡戸皆五家相保一人為長以相檢察
五家相保ハ俗云相中組中五家と合て十家とて

里と云々の一村一郷中のおと延喜式の戸頭ハ五戸
乃頭まで今戸の脚家主五家と伊延ノ郷を五戸の謂と
足と云々今奥の南部云一戸よ戸まで戸の名を軍と伊久佐と云々を立
属すて今の伍の隊陣也因軍陣の隊長と組頭と云々
村の保長と組頭と云々組ともハ即古の立保とて
軍賦と云々五比ハ五家比隣と云々て俗云前三間は兩
隣と稱ゆ隣と云々戸主の義とてらひの反ハリ也新六帖
云々里人の軒とあくべて住宿ハ古にまでて隣と云々有
り又市中の結合ハ孝德紀云凡京每坊置長人四坊置令

一人里坊長並取百姓清廩強幹者充若當里坊無人於比
里坊簡用とあつて然ども是ハ市店の事より農夫の保ハ
第一貧富と入支て親疎多く方漫のゆゑ組合ありて隣
次みハやくもくじれ又弟とて貯蓄を有るハ富もと
絶も有るハ多ちうと而は合て年老の文と結い縦他組
ありとも事ニ支えられ或ハ力の足ざらぬハ乐子助合板
賤て「村睦」^{ムツ}公法を持次義讓を守らんとして成る
王代の遺風あり唐律又同伍單弱比伍為告^{タガフ}
里凡、一村中齋社^{ルアキ}モ地主神の祭祀と奉行て社會を
次俗通して某祭^{ナニニ}又ハ祭時は立よ食饗と持寄て談^{シテ}

説とよし一ノ年の役を以^{シメレニ}て俗ニ角饗^{シララ}と云亦某講^{ヨリアリ}
どりどり 周禮月吉^{スコニチ}屬民而讀邦法書其孝弟睦姫有學
の意 按ニ崇神紀ニ以大田田根子命祭大物主大神又^セ
長尾市祭倭大國鬼神乃別祭八十萬羣神仍定天社國社
及神地神戶於是國內靜謐五穀登成^{ミナリ}是社稷の為
ニ神田神領^{トモ}と定^ムニの々々^{トモ}トモ仁紀^モ更定
神地神戶以^{シテ}時祀之^{トモ}古ハ一國一社と總社^{トモ}
俗ニ一官宗廟^{トモ}あり^{トモ}和訓^{タメ}采曰古者國府必建總社
有事于國司官社則國司率僚屬先修典禮於此其儀如京
師神祇官又一鄉一村ニ總社ありて俗ニ鎮守と稱^ム即地
主神^ムて漢の社ニ爾より禮祭法^ム々々^{トモ}ハ大社王

あり又書社私社結社等の名あり名ハ堺一ノ社今鎮守
といへども大小より因てモ次第答曰一かくづ波
の敷地方限ありてモ地と産土と貢欽明紀より本居と書
あり四季物語より月廿一日りひとげをむかひ文より
人目稀見る山里をえりてかゝ薪や木のねによ
ぬの密とよあはぢとせき寫すき海とさり向き布
よ紅とよりてうつまき連る残の女と總角と
うぶすれのゆよつよまつり何事ようは被あくあれ
バと何う生徂詣するかくむりようふざいときよ
産土其地の主神とさせり民神と總社鎮守其一國
ハまつり氏神ハモあくの祖先あり新田川渠源と菊
一ノ字よ於て上あよモ也と開き始成新田川渠源と菊

決至民ニ功あり世ニ徳ありて代々其祀と奉し奉る
あり延喜式中ニ載れる名神大社ハ 天朝の祀典
ニ秩ツイチニ所みて今之總社鎮守也奉入文モリミテ
朱御使スミノミサシ即所謂神地沖戸のあつて百姓の時の
勞と急アマツと一村立タチニ親睦のれど先王先農の恩
徳と志アシタツと祭マツルと寄合マツルとより大物主
大神ハ忠霊大社の大御神として別號オホシヨウと大國王オホナカニと名
貴とも云國家を造立タツリやの大勲功あるよよりて子孫
孫タチとて祭主マツルとて御崇敬モリモリ五穀豐饒ホウノウし
て百姓富寛トモシキしきは遂トミタク諸國一統イチウニ神田ミタナとす附せ

られ上不ふかきく歴此大國王を安置一て半儀ヒ謀
る今の大黒ハモキ像也江戸豊島郡神田社ハ太己貴命
の地と神田と云ハ上古神地と定られし事乃名もる風土記
に之と永享記云ハ神田即神ハ本田遙漢にノ波瀬ヒ落
し付安房のかぬ明神ヒ御舊也又記より御神ハ天竺の厨神
諸書云安房社ヒ御也て太玉命也又大黒ハ天竺の厨神
と云ふと後御由と云ま神伝ヒ媚職侍の暇と
季故変ヒ獻奉て御の所由と云ま神伝ヒ媚職侍の暇と
費し農殖の過ニ驚き感也○續貫行曰やは耕
田深々云あざく淺まき也俗の○續貫行曰やは耕
作の為計よりビ村中地百姓相續の法あり也つゝ
少ひとへハ小百姓以下の志の有るわざもて大百姓
ハウムシテハ大百姓あり也ハ
漢土までハ井田といづけのゾクノ百姓立よやい合

屋敷は役言病歎火災水難盜賊の傍或ハ拂り遊山ふを
立す傳ひ若じつゝく五家を助合相續もくみ良法
あり秦の高鞅井田の法と破りてあらう二千餘年の今
より井田の法まゝ古ニ復レシ亦朝ハ神國まで彼
高鞅ゾクノ無人也されば法古よりのゆいの法久天
下ふ仰きゆひとく名とちくぞ勤め所ハ即ゆいふし
て井田の法とひく村中の百姓大小と多く相魚よ
助合て耕作とすと云合て法もくゆゑよ組合
さありて村落立小石以下ナシノ内飲までも化よ安し
れ浸じるあく、わいのほりうがゆゑもくゆいとハ

久一きせすうはりし酒や古歌よ此里よやひもん人
やあくまくこぬへらまでお苗とうぬは是 延喜帝
の御製うつとて武田信玄せ大御歌とりて奉行頃へよ
示されゝる甲陽
軍鑑この御歌の意ハゆひもんふきゆゑ
み三節立まで苗とううかざらハ歌うすあらき村里
うふといまくわと壁を立てよアセ清よや又冷泉亭尹の
歌よを志ろよたうめ庭の子苗よゆひのまよそろ
洋よすみしよ是ハ十代よりたうめ庭田あれハうひ
のきくまごとて苗とううの歌うす又清源侍師
う歌よのちうめハセトロよ色しゆりハシドリヒトモヤ

とくとくお苗とうくん塔川
百首是と亦十代より邊め僅の田あ
ればゆいの傭ヤトヒくあくへて植くとの義より初の御製ハ
ゆひきくあま所ハ柳ヤシ立までうるうと苗とうしまふ
あればわらうきゆうりゆひくふくわて僅あるの田よと苗
とへうりゆきぬきへ植めあしきはニ畝アシもくまの田ふ
どハゆいと傭ひてあまへて植べしとあまを歌のどく
人ひと野ては付後まあるう又ハ川いのま風はりて植
ハシドリヒトモヤとよくの苗乃生えらうめくわう是ハ因
ま不い無よて今清行きのふあれハあく方のどく
ゆひてあまの葉をとおぬきあく民と情まぜま

大御歌とあれハ百姓ノ者ヨリ多シトニ
而りてやいの法トナリモノ坦ハアシ及ビ過かのを
相あリつゝ合ミ往來取納し夫官不足の者やくハ令カ
一又ハ雇地病地地ハ後當の據立ニ助合て方法の
ごとく耕申セイテ法ト身に娶て勤むべしと爲もく
ハ小百姓以下至而水飯相續成^クシ小百姓以下
者ハ^シどんハ誰う小化^シテ數々の地佃^{タツ}田^{タツ}せん特
ニ其中の支役^{シヤク}引日傭^{ヒヨウ}請^シも持^ケム^シハ勤^シシ
あくの者^シだ百姓ナリ熟^シづき理^スム^シハ
仕附^シの時百姓^シるを小百姓^シ馬牛農具^シ渡^シ小

百姓ハ大百姓^シ一ゆひ^シテ雇^シ田^{タツ}セ農事^シとつ
め村中大小^シなくやい法ト称^シて有^シね續^シセ^シ也勤
ム^シつる^シどく^シゆ^シハ耕地の^シどく^シりよハ^シど^シ村
中平和親睦^シの法^シあり^シあ^シか^シま^シ田^{タツ}セ^シとつ
モ^シが^シと^シ夫食糧貸^シアキ^シま^シ唯^シゆ^シと^シて板
令百姓^シ相^シセ^シ申^シセ^シ

小野
貳藏書

成形圖說卷之八終

